

特別養護老人ホーム いけだの里 利用料金表

(2024年8月1日改定)

1. 基本利用料金（日額）

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
施設サービス費	682 単位	753 単位	828 単位	901 単位	971 単位
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	46 単位				
看護体制加算（Ⅰ）イ	12 単位				
看護体制加算（Ⅱ）イ	23 単位				
夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	46 単位				
栄養マネジメント強化加算	11 単位				
小計（A）	820 単位	891 単位	966 単位	1,039 単位	1,109 単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （A）×14.0%=（B）	115 単位	125 単位	135 単位	145 単位	155 単位
1 割負担額（A）+（B）	948 円	1,030 円	1,116 円	1,201 円	1,282 円
2 割負担額（A）+（B）	1,896 円	2,060 円	2,233 円	2,401 円	2,563 円
3 割負担額（A）+（B）	2,844 円	3,091 円	3,349 円	3,601 円	3,845 円

（地域区分別 1 単位の単価 7 級地 10.14 円）

※1 上記加算の他に以下の加算を算定しています。

- 自立支援促進加算 280 単位（月 1 回）
- 科学的介護推進体制加算（Ⅱ） 50 単位（月 1 回）
- 認知症チームケア推進加算（Ⅰ） 150 単位（月 1 回）
- 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10 単位（月 1 回）
- 生産性向上体制加算（Ⅱ） 10 単位（月 1 回）
- 安全対策体制加算 20 単位（入居時 1 回のみ）

※2 介護職員処遇改善加算は月単位で計算するため、単位数が多少前後することがあります。

※3 入居後 30 日間に限り、初期加算として 30 単位（日額）が加算されます。30 日間を超える入院後の再入居時も同様に加算されます。

※4 入院期間中に入院または外泊した期間の取り扱いについては、1 ヶ月に 6 日を限度として上記自己負担額代えて 246 単位（日額）を算定します。

※5 その他、以下の加算が適用される場合があります。

- 経口移行加算 28 単位（日額）
- 経口維持加算（Ⅰ）／（Ⅱ） 400 単位（月額）／100 単位（月額）
- 療養食加算 18 単位（日額）
- 口腔衛生管理加算（Ⅰ）／（Ⅱ） 90 単位（月額）／110 単位（月額）
- 配置医師緊急時対応加算 早朝・夜間の場合 650 単位（1 回）
深夜の場合 1,300 単位（1 回）
それ以外の場合 325 単位（1 回）
- 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）／（Ⅱ）／（Ⅲ）
3 単位（月額）／13 単位（月額）／10 単位（月額）
- 看取り介護加算（Ⅰ）
 - 死亡日 45 日前～31 日前 72 単位（日額）
 - 死亡日 30 日前～4 日前 144 単位（日額）
 - 死亡日前々日、前日 680 単位（日額）
 - 死亡日 1,280 単位（日額）

● 看取り介護加算（Ⅱ）

死亡日 45 日前～31 日前	72 単位（日額）
死亡日 30 日前～4 日前	144 単位（日額）
死亡日前々日、前日	780 単位（日額）
死亡日	1,580 単位（日額）

2. 食費・居住費（日額）

区分	食費	居住費	合計
第 1 段階	300 円	880 円	1,180 円
第 2 段階	390 円	880 円	1,270 円
第 3 段階①	650 円	1,370 円	2,020 円
第 3 段階②	1,360 円	1,370 円	2,730 円
第 4 段階	1,700 円	2,900 円	4,600 円

※1 食費及び居住費は全額自己負担となっています。

※2 第 4 段階の食費の内訳は（朝）460 円（昼）580 円（夕）660 円です。

※3 全ての段階の食費に別途おやつ代（100 円）がかかります。

※4 低所得者には食費・居住費の負担限度額が設定されることがあります。

詳しくは保険者（市町村）にお問い合わせください。

※5 減額該当者は、保険者より発行される介護保険負担限度額認定証をご提示ください。

※6 減額の非該当者は第 4 段階に区分されます。

利用者負担段階区分	対象となる方
第 1 段階	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者
第 2 段階	市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方
第 3 段階①	市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方
第 3 段階②	市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が 120 万円超の方
第 4 段階	上記以外の方

3. その他の利用料金（自己負担となるサービス）

日用品費	要望に応じて対応させていただき実費を徴収させていただきます。
教養娯楽費	材料代などが生じた場合実費をいただきます。
電化製品使用電気代	30 円/日（電化製品 1 点の値段になります）※TV のみ 50 円/日
理美容代	実費（出張日は事前にお伝えします。）
特別な食事（酒類を含む）	要望に応じて対応させていただき実費を徴収させていただきます。
健康管理費（予防接種等）	実費（インフルエンザ予防接種は全員行います。）
複写物の交付	1 枚につき 10 円（白黒）

※1 おむつ代及び洗濯代は、基本料金に含まれます。

※2 上記以外に入居者にご負担いただくことが適当であると認められる費用（CATV 契約料・インターネット使用料など）については、事前に入居者又は代理人等のご了承を得た上で徴収します。